



市営中の莖住宅

# 補正予算

## 市営住宅建設工事費に

# 4817万円

今回の一般会計補正予算では、市営中の莖住宅ほか住宅建設工事費や大雪による除雪業務委託料などの追加、各種工事請負費の精査による減額など、総額9億4030万円の減額予算を可決しました。

- 住宅建設工事費 (4817万円)  
市営中の莖住宅ほか住宅建設工事などです。
- ほ場整備事業負担金 (4039万円)  
県営ほ場整備事業負担金を追加を行うものです。
- 子育て応援医療費 (285万円)  
0歳から18歳までの医療費助成の追加を行うものです。
- 地域交通対策費 (100万円)  
運賃収入の減や無線機修繕などデマンド交通運行の補助金の追加を行うものです。
- 大崎市民病院負担金 (1143万円)  
3次医療を行う大崎市民病院救命救急センター運営費負担金の追加を行うものです。
- 除雪業務委託料 (2130万円)  
大雪による除雪業務委託料の追加を行うものです。
- 企業立地奨励金 (△2億7535万円)  
企業立地促進・企業立地投資・雇用促進奨励金事業の見込み精査による減額です。
- 幼保一体施設工事費 (△1億2500万円)  
瀬峰地区幼保一体施設工事請負費など減額するものです。

## 条

## 例

2月定例議会で可決した条例改正について主な内容をお知らせします。

**地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例**

水防法に基づき、避難確保計画作成などの義務のある大規模工場などの用途・規模について条例を定めました。

**国民健康保険税条例改正**

国民健康保険法などの改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の定義を改めます。平成30年4月1日から施行。

**指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準等を定める条例**

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業の人員・運営の基準などについて定めます。平成30年4月1日から施行。

**復興産業集積区域固定資産税課税免除に関する条例改正**

課税免除適用期限を平成33年3月31日まで延長します。

**個人情報保護条例改正**

個人情報保護の法律、行政機関の保有する個人情報保護の法律の改正に伴い、個人識別符号と要配慮個人情報について定めました。

**地域活動支援センター条例改正**

障害者の日常生活・社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、引用条項を改めます。平成30年4月1日から施行。



築館インター工業団地

**福祉型児童発達支援センター条例改正**

児童福祉法の改正により、引用条項を改めます。  
平成30年4月1日から施行。

**心身障害者医療費の助成に関する条例改正  
母子・父子家庭医療費助成に関する条例改正**

所得税法などの改正に伴い、用語などを改めます。  
平成30年4月1日から施行。

**介護保険条例改正**

平成30年度から平成32年度までの介護保険事業計画

期間中の介護保険料の額を定めます。また、介護保険法の改正に伴い字句を改めます。  
平成30年4月1日から施行。

**指定密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する条例改正**

厚生労働省令の改正に伴い、新設される共生型地域密着型通所介護の基準を加え、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、療養通所介護事業所の利用定員を改めます。  
平成30年4月1日から施行。

**指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備等に関する基準を定める条例改正**

厚生労働省令の改正に伴い、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員を改めます。  
平成30年4月1日から施行。

**指定介護予防支援等事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例改正**

厚生労働省令の改正に伴い、医療機関と介護予防支援事業所との連携を図るため、医師などへの情報提供に関する規定を加えます。  
平成30年4月1日から施行。

**国民健康保険条例改正**

国民健康保険法の改正により、字句及び国民健康保険運営協議会の規定を改めます。  
平成30年4月1日から施行。

**後期高齢者医療に関する条例改正**

高齢者医療の確保に関する法律の改正により、住所地特例の規定について改めます。  
平成30年4月1日から施行。

**地域経済牽引事業の促進による地域成長発展の基盤強化に関する法律に基づく準則を定める条例改正**

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく宮城県ものづくり基本計画が、国の同意を得たことから、適用区域に築館インター工業団地、若柳金成インター工業団地を追加しました。

**都市公園条例改正**

都市公園法施行令が改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積割合（運動施設率）を100分の50と規定しました。



築館地区の都市公園

**公共下水道設置等に関する条例改正**

鶯沢地区の汚水処理について、宮城県迫川流域下水道へ接続し処理を開始するため、鶯沢浄化センターを廃止し、条例から削除します。  
平成30年4月1日から施行。

**防災学習センター条例改正**

防災学習センターの利用について、受入体制を確保し、利用環境の充実を図るため、人数に関係なく事前届出に改めます。  
平成30年4月1日から施行。

**体育施設条例改正**

築館多目的競技場管理棟内の会議室、研修室、シャワー室、冷暖房設備の利用時間を定め、グラウンドの証明設備の利用料金、栗駒テニスコートの利用時間・利用料金を改めます。  
平成30年4月1日から施行。

**都市計画税条例を廃止**

都市計画税の課税については、市民の受益と負担に対する公平性の確保や、市がこれまで実施してきた都市計画事業の実績、今後の都市計画事業計画・財政計画などを勘案し、本条例を廃止しました。